

平成30年度司法試験最終合格発表に関する会長声明

2018年（平成30年）9月27日
兵庫県弁護士会
会長 藤掛伸之

<声明の趣旨>

当会は、

1. 政府に対し、司法試験合格者を1500人程度とする政策目標を改め、適正な合格者数に減員する政策を速やかに採用するよう求める。
2. 法務省及び司法試験委員会に対し、司法試験の合否水準に関する検証が可能になるよう、必要な情報開示を求める。

<声明の理由>

1. 本年9月11日、平成30年度司法試験の合格発表があり、最終合格者は1525人となった。

受験者数は、昨年の5967人から本年の5238人と729人減少したのに対し、合格者数は、昨年の1543人から20人の減少となった。最終合格率は、昨年の25.9%から29.1%に上昇した。

昨年も、一昨年から受験者が932人減少したのに対し、合格者数は、40人減の1543人であった。最終合格率は一昨年22.9%から25.9%に上昇していたところ、本年度はさらに上昇した。

本年や昨年の受験者がそれ以前の受験者と比べて試験の正答能力が急に上がったとは考えにくいことからすると、司法試験委員会は、昨年以來、1500人程度の合格者数を確保するため、合格水準を2年連続で下げたものと合理的に推認されるところである。

2. 当会は、昨年来、会長声明において、合格者数にこだわることなく、厳正な合否の判定を行うことを求めてきた。すなわち、政府の法曹養成制度改革推進会議の平成27年6月決定は、1500人程度の合格者を輩出することを目標とするとしているものの、同時にその目標は「法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものではない」としていることから、司法試験委員会に対し、司法試験の合否判定においては、1500人程度という数の確保にこだわるのではなく、法曹の質の確保を図るべく、厳正な合否の判定を求めてきた。

しかるに、本年も、昨年に引き続き合格水準を下げる結果となり、合格者数1500人程度を確保したものと思われる結果となったことは、誠に遺憾である。

3. また、当会は、弁護士人口が急増することによる弊害を取り除くため、平成22年3月に、司法試験合格者は年間1000人程度とすべきであるとの「適正な法曹人口に関する総会決議」を行っている。

仮に、1500人の合格者数を維持した場合、弁護士人口は、2017年の38,980人から2049年には64,052人まで増加し続けると予測されている（弁護士

白書2017年版)。

裁判所での民事事件、家事事件の新規受入事件数は平成15年以降減少傾向が続き、日本司法支援センターを含めた法律相談件数も平成19年をピークに横ばいから減少傾向にある。弁護士過疎対策により、いわゆるゼロ・ワン問題はほぼ解消し、公設事務所・日本司法支援センター司法過疎地域事務所の設置件数も横ばい傾向にある。

既に人口減少社会に突入しているわが国において、今後、この種需要が供給増を充たすほどに増加することは期待できない。

法曹有資格者の活動領域の拡大については、企業内弁護士の人数は増加傾向ではあるものの、増員した弁護士を吸収できる規模には達していない。国や自治体における弁護士需要も、任期付き公務員が多く、その数も限られている。海外展開支援事業における需要も低調であって、全体として、増員した弁護士を吸収できるだけの規模には達していない。

以上の状況からすると、当会が上記平成22年総会決議で危惧した弁護士過剰供給の弊害は、未だ解消されていないと言わざるを得ない。

政府は「1500人程度」とする政策目標を改め、1000人程度に減員するなど、真に適正な合格者数へと減員する政策を速やかに採るべきである。

4. 合否判定の情報開示について、現在、法務省では、論文式試験については出題趣旨、採点実感を公開するに止まっている。採点実感では受験生に不足していた点について指摘しているものの、その指摘が、合格水準点に達した者に対しての指摘であるのか、平均的な受験生に対しての指摘であるか不明確である上、合否のボーダーラインにある答案の公表などが行われていないため、合否判定の妥当性について外部から検証ができない状況にある。

外部的な検証を可能とするためには、情報開示が必要不可欠である。この情報開示については、2009年(平成21年)10月20日付け「新司法試験の合否判定に関する要望書」において日本弁護士連合会からも要望されている。

ここでは、

- (1) 論文式試験について、出題趣旨との関係で、合格水準に達する答案について、どのような内容と程度の理解が求められているかに関する情報を公開すること、
- (2) 合否ボーダーラインにあるいくつかの答案を公表すること、
- (3) 司法試験委員会において考查委員の採点経過等をふまえて合格水準の定め方に関する意見交換を最終合格者発表前に行い、同意見交換の逐語議事録を作成し、原則として、これを公開すること、

を検討すべき情報公開の内容として挙げている。

当会も、受験生のプライバシーへ配慮した上で、これらの情報開示を改めて求めるものである。

5. そこで、当会は、政府に対し、1500人程度輩出すべきとした法曹養成推進会議の平成27年6月決定を見直し、適正な法曹人口に減員する政策を採用するとともに、法務省及び司法試験委員会に対し、司法試験の最終合格者の合否水準の妥当性について外部検証が可能となるような情報開示の措置を探ることを求める。

以上